

条 例

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（特定化学物質の取扱量等の令和五年度の報告の特例）

14 第七十四条第二項の規定により令和五年度において報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項に係る第七十一条第一号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項に規定する第一種指定化学物質」とあるのは「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十八号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第一に定める第一種指定化学物質」と、「同条第三項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは「同令別表第二に定める第二種指定化学物質」とする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。